

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

茨木市

2 構造改革特別区域の名称

いばらき持続可能な給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

茨木市全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 人口

令和6年3月31日現在の茨木市(以下、「本市」という。)の住民基本台帳人口は、285,729人(男137,588人、女148,141人)で、前年より505人、0.2%増加し、20年連続の人口増となっている。

(2) 出生数

本市の出生数は、昭和48年の5,399人をピークに減少し続け、平成に入って以降はほぼ横ばいとなった。令和に入ってから令和元年に大きく減少し、そのままほぼ横ばいとなっている。

(3) 世帯数

令和6年3月31日現在の世帯数は133,929世帯で、前年より1,629世帯、1.2%増加した。世帯人口を世帯数で割り、1世帯当たりの平均人員を求めると、2.13人で、前年の2.16人と比べて0.03人減少しており、世帯規模の縮小化が進んでいる状況である。

◆人口、出生数、世帯数等の推移

単位：人、％

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 人 口		282,705	283,078	283,678	285,224	285,729
就学前児童数	児童数	15,189	15,018	14,524	14,281	14,142
	構成比	5.4	5.3	5.1	5.0	4.9
保育所等 の需要	申込者数	6,501	6,636	6,751	6,850	7,066
	需要率	42.8	44.2	46.5	48.0	50.0
生産年齢人口 (15歳～64歳)	人口	174,678	175,057	175,820	177,683	178,512
	構成比	61.79	61.84	61.98	62.30	62.48
高齢者人口 (65歳以上)	人口	68,143	68,699	68,870	68,901	69,071
	構成比	24.10	24.27	24.28	24.16	24.17
出 生 数		2,332	2,208	2,322	2,224	2,204
世 帯 数		127,270	128,707	130,141	132,300	133,929
1世帯当たりの人口		2.22	2.20	2.18	2.16	2.13

※数値は各年度末時点

(4) 保育需要の増加

就学前児童数は減少しているが、共働き世帯の増加等により、保育需要は増加しており、今後も増加していくものと思われる。

(5) 公立保育所の状況

保育需要に対応するため、本市では昭和 30 年代から公立の保育所整備を進めており、昭和 55 年には 18 か所まで設置を行ってきたが、児童福祉法の改正による公設民営方式の推進や規制緩和の措置により、公立保育所の民営化の推進が図られるようになった。

平成 19 年度から年次的に民営化を実施し、現在市内には公立保育所の 5 か所を残すのみとなっている。公立保育所 5 か所の総定員は 490 名であり、通常の保育のほか、乳児保育、延長保育、一時保育を実施しているほか、公立保育所の果たすべき役割として、地域の拠点となる子育て支援機関となり、育児相談や民間保育施設との交流事業などの各種取組を行っているほか、近年増加傾向にある要支援児童や医療的ケア児の受け入れを積極的に進めている。

(6) 公立保育所の老朽化

このように地域の拠点機関としての役割を公立保育所は担っており、今後も子育て支援施策の柱として施設を維持していかなければならない状況であるが、5 か所の公立保育所は昭和 40 年代から 50 年代に建設されており、施設全体の経年劣化が進んでいる状況で、改修の必要性が出てきている。保育室などは簡易な修繕で補修対応をしているが、給食室の設備については経年劣化や耐用年数を過ぎているものが多く、不具合が生じた場合に保育所の運営自体に多大な影響が出てしまう状態である。施設の改修計画について、中央保育所は近隣に市の所有する土地があり、移転の計画を進めているが、他の 4 か所の公立保育所については給食室改修の目途が立っていない状態である。

5 構造改革特別区域計画の意義

公立保育所の給食については、自園調理での給食提供が必須（三歳未満児）であるが、各施設で自園調理をしながら給食室の改修をするには、施設内に仮の給食室を設置して行う必要があり、空き部屋や余裕スペースの無い公立保育所にとっては、非常に困難である。

だが、このままでは不具合が生じた場合に保育所の運営自体に多大な影響が出てしまう状態であるため、構造改革特別区域に認定され、他の給食調理室から給食の搬送が可能になれば、給食室の改修工事を行うことができ、持続的に安心安全な給食提供を行うことが出来る。

6 構造改革特別区域計画の目標

市内公立保育所の給食に関し、約 690 食分の給食の調理を行っているが、この事業を実施することで給食室内の環境が改善され、より質の高い作業の実現が可能となるため、次のとおり目標を設定しその推進を図る。

(1) 安全かつ質の高い給食を安定的に提供する。

(2) 児童の発育・発達段階に応じた対応や、アレルギーやアトピーを持つ児童への対応など、給食に関し多様なニーズに対応する。

(3) 乳幼児期から豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための自己管理能力を育むなどの食育を推進する。

- (4) 設備の改修や乾式化などにより省資源・省エネルギーに努めるとともに、生ごみの減量化及び再資源化への対応に努める。
- (5) 地元食材の調達に努め、地域の活性化と食を通じての地域の農産物等への理解を深める。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 公立保育所の安定的な運営

今後、給食室の改修を行うことができない場合、漏水、ガス漏れ、設備の故障等により、給食の提供が継続することができなくなる恐れがある。また、食品衛生を保つことが困難となることや、老朽化に伴う事故の発生が予測される。このような事態に陥った場合、自園調理が必須である保育所の運営を停止せざるを得ないこととなり、通所している児童の保護者の就労を保障することができない。

構造改革特別区域に認定され、他の給食調理室から給食の搬送が可能になれば、給食室の改修工事を行うことができ、持続的かつ安心安全な給食提供及び保育所運営が可能となるとともに、保護者の就労保障に資するものとする。

(2) 人材の雇用・研修

調理施設を改修することで、調理員の労働環境が改善され、働きやすい職場として人材の雇用が生まれるとともに、調理員の意欲も向上することで更なる資格研修の実施を行うことが出来、キャリアアップにもつながっていくことが見込まれる。

(3) 食材の一元購入・調理設備の集中化による管理維持費等の経費節減効果

本市における構造改革特別区域計画の主な目的は、上記のとおりであるが、調理施設改修の間、食材を一元購入し、調理設備を集中化することにより、管理維持費等の経費節減効果が期待でき、財政の健全化、行財政の効率的な運営に資するものとする。また、この財源を元に保育サービス等の拡充、子ども子育て支援事業の充実を図る。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

別 紙

- 1 特定事業の名称
920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
市立春日保育所
市立総持寺保育所
市立沢良宜保育所
市立郡保育所
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
2026（令和 8 年）年 4 月 1 日
- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業の主体
茨木市
 - (2) 事業の区域
茨木市の全域
 - (3) 事業の実施時期
2026（令和 8 年）年 4 月 1 日から
 - (4) 事業の内容
市立保育所 4 か所の給食室を改修するため、改修工事の期間中に給食の外部搬入を行う。
搬送元の給食については、市立認可外保育施設である待機児童保育室あゆみの給食調理室にて調理し、保育所への搬送を行う。給食調理室の容量の関係で、一度に複数の保育所への搬送を行うのは難しいため、1 か所ずつの搬送とし、時期をずらして 1 か所ずつ改修を行っていく。
- 5 当該規制の特例措置の内容
 - (1) 公立保育所への給食の外部搬入の実施について
公立保育所への給食の外部搬入を実施するにあたって、「保育所における食事の提供について」（平成 22 年 6 月 1 日雇児発 0601 第 4 号）を遵守する。
 - (2) 調理場として、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けることについて
外部搬入時にも加熱及び保存が行えるように以下の設備を設ける。
主な調理設備 ガスコンロまたは電磁調理器、冷凍冷蔵庫、配膳台
 - (3) 調理場の防火対策について
調理場は、適切な防火・防災警備を実施する。また、消防用設備等維持管理は、業者による定期点検を実施する。
火災等の緊急時には、設置している消火器を使って初期消火に努めるとともに、出火発見者は所長に報告する。報告を受けた所長は保育幼稚園総務課に連絡するとともに、消防署への通報・連絡を行い適切な初期対応をとる。
 - (4) 食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることについて

給食調理室からの搬送であってもこれまでと同じ給食の内容を提供する。

3歳以上の児童については、誤嚥・窒息の危険があり注意喚起されている食材を除き、これまでの給食内容とほぼ同じとし、3歳未満の児童については、材料を細かく、柔らかく、呑み込みやすくするなど工夫して調理を行う。

3歳未満児は昼食1回、おやつ2回（午前10時・午後3時）を提供する。0歳児の人工乳は、個々の成長や発達段階に応じ家庭との連携のもと提供する。基本的に離乳食喫食後、人工乳を与える。

アレルギー児については、医師による「アレルギー疾患生活管理指導表」に基づき、個々の子どものアレルギーについて適切に把握し、保護者、各調理員、保育士の連携のもと除去食に対応する。「保育所におけるアレルギーガイドライン」等を活用し、保育所全体として適切に対応する。

(5) 保育所の食事に対する管理体制について

食事の提供の責任は市立保育所にあり、管理者は栄養面、衛生面について以下のとおり必要な注意を果たし得る体制を整える。

栄養面では、保育幼稚園総務課栄養士が毎月の基本給食献立を作成する。それを受け、給食調理室と、公立保育所で打合せ会を行う。参加者は給食調理室の調理員、配送委託業者、各保育所長、保育士、保育幼稚園総務課担当職員などで、よりきめ細やかな対応ができるよう、情報共有し、子どもたちに適した給食内容を検討する。

また、給食に関する研修会に保育所職員が定期的に参加し、質の高い食事の提供に関する知識や技術の修得等、資質の向上を図る。

(6) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守することについて

「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日社施第38号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号）の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）に基づき、次の点に留意して、外部搬入を行う場合の衛生基準や調理業務の委託・受託に係る基準を遵守する。

- ① 調理方式は給食調理場から各保育所までの配送にかかる所要時間は20～25分程度であるためクックサーブとする。
- ② HACCP（危害分析重要管理点）の概念に基づく衛生管理については、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日衛食第85号）に定められた重要管理事項のほか重要管理点を定めて必要な衛生管理を行うとともに、保健所の衛生指導による改善に努める。
- ③ 食事の運搬及び保管については、平滑かつ洗浄消毒が容易な構造の清潔な保温食管を用いることとし、温かい食事は中心温度が65℃以上、生鮮品等は中心温度が10℃以下に保たれた状態で保存・運搬を行う。
- ④ 検食については、配送前に給食調理場において、異物の混入の有無・異臭・異味・その他異常の有無、加熱・冷却の状況などの確認を行い、各施設においても実施する。
- ⑤ 給食の外部搬入における保護者・施設の意見については、委託業者の選定を実施するための要求水準書に反映し、運営後は適切に実施されているか検収を行う。また、定期的なアンケートを年1回実施する等、施設・保護者の意見を反映できる体制を作る。
- ⑥ 衛生面、栄養面に関しては毎月市内保育施設の給食献立検討会を開催し、連絡、周知、情報交換を行っている。それを受け各施設で、よりきめ細やかな給食管理に努

める。

また、給食調理員研修会に定期的に参加し調理の資質向上を図る。

施設内は定期的に厨房内害虫駆除や機器点検を行い衛生管理に努める。

- (7) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図ることについて

「茨木市食育推進計画」及び「給食の手引き」をもとに作成された食育年間指導計画に基づき、地元産食材の使用や行事食・伝統食の実施、年齢に応じたクッキング活動等により、食材を身近に感じ興味を持たせるような食事の提供に努める。市の雇用した栄養士の献立に基づき必要な栄養素量を確保するとともに、発育・発達過程に応じて給食の提供に努める。

給食調理場から調理後速やかに洗浄消毒した容器を利用し、専用コンテナにて下記配送計画に基づいて、1台の専用の配送車を使用して配送する。各保育所までの所要時間は20～25分程度である。

アレルギー食の個別対応を行うため、調理室において、アレルギー食への知識と調理技術を持つ調理責任者の指示のもと調理を行う。一般の給食との混同を避けるため、調理室内の設備・什器・備品は専用のものを使用する。

子どもたちが栄養や健康に対する知識を吸収するため、調理場の見学や食物ライフサイクルについて体験学習機会の提供に努める。

【市立郡保育所の概要】

- 1 定員 120名（令和6.4.1現在）
- 2 給食を提供する児童数 132名（令和6.4.1現在）
- 3 職員数 24名（令和6.4.1現在）
- 4 調理室の面積 22.7㎡（外部搬入方式が実施される時点）
- 5 調理設備・器具 電磁調理器、冷凍冷蔵庫（外部搬入方式が実施される時点）
- 6 配送計画
 - ① AM おやつ
午前9時00分調理完了
午前9時30分 → 給食調理場出発
午前9時45分 → 郡保育所到着
午前9時55分 → 郡保育所配膳開始
午前10時05分 → AM おやつ喫食
 - ② 昼食
午前10時10分調理完了
午前10時40分 → 給食調理場出発
午前10時55分 → 郡保育所到着
午前11時05分 → 郡保育所配膳開始
午前11時15分 → 昼食喫食
 - ③ 15時おやつ
午後14時10分調理完了
午後14時30分 → 給食調理場出発

午後 14 時 45 分 → 郡保育所到着
午後 14 時 55 分 → 郡保育所配膳開始
午後 15 時 05 分 → 15 時おやつ喫食
午後 16 時 30 分 → 食器等回収

【市立春日保育所の概要】

- 1 定員 100 名（令和 6.4.1 現在）
- 2 給食を提供する児童数 120 名（令和 6.4.1 現在）
- 3 職員数 21 名（令和 6.4.1 現在）
- 4 調理室の面積 28 m²（外部搬入方式が実施される時点）
- 5 調理設備・器具 ガスコンロ、冷凍冷蔵庫（外部搬入方式が実施される時点）

6 配送計画

① AM おやつ

午前 9 時 00 分調理完了
午前 9 時 30 分 → 給食調理場出発
午前 9 時 40 分 → 春日保育所到着
午前 9 時 50 分 → 春日保育所配膳開始
午前 10 時 10 分 → AM おやつ喫食

② 昼食

午前 10 時 10 分調理完了
午前 10 時 40 分 → 給食調理場出発
午前 10 時 50 分 → 春日保育所到着
午前 11 時 00 分 → 春日保育所配膳開始
午前 11 時 10 分 → 昼食喫食

③ 15 時おやつ

午後 14 時 10 分調理完了
午後 14 時 30 分 → 給食調理場出発
午後 14 時 40 分 → 春日保育所到着
午後 14 時 50 分 → 春日保育所配膳開始
午後 15 時 10 分 → 15 時おやつ喫食
午後 16 時 30 分 → 食器等回収

【市立沢良宜保育所の概要】

- 1 定員 90 名（令和 6.4.1 現在）
- 2 給食を提供する児童数 108 名（令和 6.4.1 現在）
- 3 職員数 21 名（令和 6.4.1 現在）
- 4 調理室の面積 36.4 m²（外部搬入方式が実施される時点）
- 5 調理設備・器具 ガスコンロ、冷凍冷蔵庫（外部搬入方式が実施される時点）

6 配送計画

① AM おやつ

午前 9 時 00 分調理完了
午前 9 時 30 分 → 給食調理場出発
午前 9 時 50 分 → 沢良宜保育所到着
午前 10 時 00 分 → 沢良宜保育所配膳開始
午前 10 時 10 分 → AM おやつ喫食

② 昼食

午前 10 時 10 分調理完了
午前 10 時 40 分 → 給食調理場出発
午前 11 時 00 分 → 沢良宜保育所到着
午前 11 時 10 分 → 沢良宜保育所配膳開始
午前 11 時 20 分 → 昼食喫食

③ 15 時おやつ

午後 14 時 10 分調理完了
午後 14 時 30 分 → 給食調理場出発
午後 14 時 50 分 → 沢良宜保育所到着
午後 15 時 00 分 → 沢良宜保育所配膳開始
午後 15 時 10 分 → 15 時おやつ喫食
午後 16 時 30 分 → 食器等回収

【市立総持寺保育所の概要】

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| 1 定員 | 70 名（令和 6.4.1 現在） |
| 2 給食を提供する児童数 | 85 名（令和 6.4.1 現在） |
| 3 職員数 | 17 名（令和 6.4.1 現在） |
| 4 調理室の面積 | 33.31 m ² （外部搬入方式が実施される時点） |
| 5 調理設備・器具 | ガスコンロ、冷凍冷蔵庫（外部搬入方式が実施される時点） |

6 配送計画

① AM おやつ

午前 9 時 00 分調理完了
午前 9 時 30 分 → 給食調理場出発
午前 9 時 50 分 → 総持寺保育所到着
午前 10 時 00 分 → 総持寺保育所配膳開始
午前 10 時 10 分 → AM おやつ喫食

② 昼食

午前 10 時 10 分調理完了
午前 10 時 40 分 → 給食調理場出発
午前 11 時 00 分 → 総持寺保育所到着
午前 11 時 10 分 → 総持寺保育所配膳開始
午前 11 時 20 分 → 昼食喫食

③ 15 時おやつ

午後 14 時 10 分調理完了

午後 14 時 30 分 → 給食調理場出発
午後 14 時 50 分 → 総持寺保育所到着
午後 15 時 00 分 → 総持寺保育所配膳開始
午後 15 時 10 分 → 15 時おやつ喫食
午後 16 時 30 分 → 食器等回収